

在留資格：居住資格 「家族滞在」「留学」「研修」「文化活動」「短期滞在」は就労不可。「 <b>資格外活動許可</b> 」が就労時には必要。				
<b>永住者</b>	原則10年以上在留している。 法務大臣の許可。□ <b>83万人で1位 増加</b>	活動制限なし	<b>日本人の配偶者等</b>	日本人の配偶者・実子・特別養子 日系2世は配偶者等という区分になる。活動制限なし
<b>定住者</b>	日系三世・中国在留邦人。難民。 法務大臣許可。5年以内。南米日系人増大。	活動制限なし	<b>永住者の配偶者</b>	永住者の配偶者・日本で出産し 引き続き在国している実子 活動制限なし
<b>特別永住者</b>	戦前の旧植民地出身者。オールドカマー 「特別永住者証明書」□ <b>29万人で2位</b>		<b>留学</b>	大学・専門学校。法務省告知日本語教育 日本語学校。基本就労不可。 「 <b>資格外活動許可</b> 」週28時間以内/長期休み 1日8時間 □ <b>20万人5位</b>
家族滞在	在留資格保有者の配偶者・子ども		<b>定住外国人＝外国人定住者＝生活者としての外国人</b> 帰国予定だが具体的計画がない： <b>ソジョナー</b> と区分	
短期滞在	観光客・会議参加等 15日-90日		日本国籍も永住権も取得せず、長期に日本に住み生活基盤を築いている外国人。	
在留資格：活動資格			<b>在留カード</b>	3か月を超えて滞在する外国人に発行。
<b>技能実習</b>	技能実習生の技能移転が目標。低賃金外国人労働者確保の仕組みとなっている。1号：1年を超えない範囲 更新で最大5年 2016年「 <b>介護</b> 」新設 2021年時点で ① <b>ベトナム</b> ② <b>中国</b> ③ <b>インドネシア</b> の順。 国際人材協力機構：JITCO 労働基準法/最低賃金法適応 □ <b>27.6万人で3位</b>			
<b>高度専門職</b>	高度外国人材：高度人材ポイント制で70点以上で優遇処置がある。在留期間5年 永住許可要件緩和 配偶者就労 入国在留手続き優先処理 一定条件下で親の帯同/使用人の帯同 □JLPT-N1 (+15) /N2 (+10) BJT-480以上 (+15) -400以上 (+10)			
<b>特定活動</b>	□外交官 □アマチュアスポーツ選手 ※プロは興行 □ <b>ワーキングホリデー</b> 「建設」技能実習3年終了後、特定活動資格で2年延長可能 <b>特定活動46号</b> ：2019年 接客/販売の就労許可 JLPT:N1以 BJT-480点以上 EPA インドネシア2008 フィリピン2009 ベトナム2014 □ <b>EPA看護師候補生</b> ：3年間で3回国家試験可能。 ※入国前にインドネシア/フィリピン <b>N5</b> 程度以上、ベトナム <b>N3</b> 合格以上の日本語能力が必要。 国家試験：2010年-難解な用語を平易な言葉に置き換え/病名に英語併記 2012年-試験時間の延長1.3倍の7時間/漢字にフリガナ付与。 □ <b>EPA介護士候補生</b> ：4年間で1回国家試験可能（3年の実務経験が必要）□訪日前6か月訪日後6か月 日本語研修 インドネシア 12か月/2.5か月			
<b>特定技能</b>	特定産業分野。特定技能1号（上限5年）分野ごとの「 <b>技能水準</b> 」と「 <b>日本語能力水準</b> 」が必要。特定技能2号は「 <b>建設</b> 」「 <b>造船</b> 」2分野のみ。 国際交流基金： <b>JFT-Basic</b> A2レベルを測る。「就労に必要な日常会話と生活に支障の無い日本語力」			
	<b>14業種</b> ① <b>介護</b> ② <b>宿泊</b> ③ <b>外食業</b> ④ <b>農業</b> ⑤ <b>漁業</b> ⑥ <b>飲食品製造業</b> ⑦ <b>自動車整備</b> ⑧ <b>建設</b> ⑨ <b>造船</b> ⑩ <b>航空</b> ⑪ <b>ビルクリーニング</b> ⑫ <b>素形材産業</b> ⑬ <b>産業機械製造業</b> ⑭ <b>電子情報関連産業</b>			
<b>興行</b>	プロスポーツ選手・俳優・歌手・ダンサー		<b>技能</b>	外国料理調理師・スポーツ指導者
<b>技術・人文知識・国際業務</b>		機械工学等技術者・通訳・デザイナー・私企業語学教師・マーケティング業務従事者 □ <b>27.4万人で4位</b>		
在留外国人	在留外国人数	国別在留資格の順位	在留資格別の順位 特永が2位浮上	都道府県別
2021 末	<b>276万0,635人</b>	① <b>中国</b> ② <b>ベトナム</b> ③ <b>韓国</b>	① <b>永住者</b> ② <b>特別永住者</b> ③ <b>技能実習</b> ④ <b>技入国</b> ⑤ <b>留学</b>	① <b>東京</b> ② <b>愛知</b> ③ <b>大坂</b> ④ <b>神奈川</b>